【住民基本台帳閲覧状況の公表】

平成18年11月1日より住民基本台帳法が改正され、住民基本台帳の閲覧の状況を公表することが義務付けられました。このため、平成27年度における紀美野町での閲覧状況を公表します。

① 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

閲覧者の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
和歌山県	男女共同参画に関する県民意識 調査実施のため	平成27年5月12日	20歳以上の男女
防衛省	自衛官等の募集に伴う広報活動の ため(根拠法令:自衛隊法第29条1 項、同第35条)	平成27年5月20日	平成9年4月2日から平成10年4月 1日までの間に生まれた男女
和歌山県	「紀の国森づくり基金県民意識調査」を実施し、県民の「紀の国森づくり基金」に関する意識の実態を把握し、基本理念に添った事業 実施が行われているかなどの「効果調査」を検証するため。	平成27年7月29日	20歳以上の男女
和歌山県	和歌山県の若者の意識と行動に関 する調査実施のため	平成27年8月5日	18歳から39歳までの男女
国土交通省	全国都市交通特性調査の調査対象者の抽出のため	平成27年9月8日	住民基本台帳に記載されて いるもの全員
防衛省	陸上自衛隊高等工科学校の生徒の 募集に伴う広報活動のため(根拠 法令:自衛隊法第29条1項、同第35 条)	平成27年10月8日	平成12年4月2日から平成13年4 月1日までの間に生まれた男子

② 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
社団法人 新情報セン ター (代表者:平谷 伸次)	インターネット上の安全・安心に 関する世論調査	平成27年6月17日	福田2番地以降の番地に住民登 録されている20歳以上の男女